

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地立入の通知
ひな白痢検査等の実施
豚等の移入禁止区域の指定
- ◇運管告示 鳥取市の開票区の区域変更
- ◇雑報 地方職員共済組合定款の一部変更等

告示

鳥取県告示第四百六十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定により、次のとおり土地立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和三十八年九月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称 建設大臣

二 事業の種類 一級国道二十九号線改築工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市湯所町、丸山町及び田島地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和三十八年 八月二十五日から

昭和三十八年十一月 十五日まで

鳥取県告示第四百六十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてピロプラズマ病検査、ひな白痢検査及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十八年九月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ピロプラズマ病及びひな白痢予防のため

め

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 ビロプラズマ病検査及びだに駆除
 牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後
 一ヶ月以内のものを除く。

ひな白痢検査
 種鶏及びこれと同一構内で飼育される鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の方法
 ビロプラズマ病検査……血液塗抹検査
 だに駆除……BHC撒布
 ひな白痢検査……ひな白痢急速凝集反応

別表 ひな白痢検査

実施期日 実施区域 実施場所

九月 十日 鳥取市 細見地区各種鶏場巡回
 十一日 " " " "
 十二日 " " 湖山 " "

"	"	十三日	"	桂見、横枕	"
"	"	十四日	"	香取	"
"	"	十五日	"	向国安	"
"	"	十六日	国府町	美敷	"
"	"	十七日	鳥取市	赤子田	"
"	"	十九日	"	桂木	"
"	"	二十日	"	湖山、行徳	"
"	"	二十一日	"	向国安、島	"
"	"	二十二日	"	宮谷、足山	"
"	"	二十三日	"	砂丘、開拓	"
"	"	二十四日	"	下味野	"
"	"	二十六日	国府町	国分寺	"
"	"	二十七日	岩美町	岩常	"
"	"	二十八日	鳥取市	浜	"
"	"	二十九日	国府町	高岡	"
"	"		岩美町	川崎	"

別表

三十日 国府町 岡益、広西 "

実施期日 実施区域 実施場所

九月十六日 西伯郡岸本町八郷 久古検診所
 十七日 " 真野 "
 十八日 " 丸山 "
 十九日 " 須村 "
 二十日 " 西伯町東長田 東長田 "
 " 伯仙町 県 "
 十月 二日 " 西伯町上長田 上長田 "
 三日 " 伯仙町大高 大高 "
 四日 " 西伯町法勝寺 法勝寺 "
 五日 " 大國 大國 "
 七日 " 岸本町幡郷 幡郷 "

鳥取県告示第四百六十九号
 豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号)第一条の規定により、昭和三十八年九

月六日から、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として、岸和田市、貝塚市及び倉敷市を指定する。

昭和三十八年九月六日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号
 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十八条第二項の規定に基づき設定された鳥取市の区域を分けた開票区

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

昭和三十八年九月六日

市名		開票区名	
鳥取市		第一開票区	第一、第二、第三、第六、第七、第十、第十一投票区
		第二開票区	第四、第五、第八、第九、第十二、第十五、第十六、第十七、第四十、第四十一投票区
		第三開票区	第十三、第十四、第十八、第十九、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二投票区

(2) 長期経理、予定損益計算書 (単位千円)

損	失			利			益		
	科目	当初字第算	変更第算	比	科目	当初字第算	変更第算	比	
給付金	1,533,813	1,454,963△	78.850	貸付金	10,493,789	10,510,765	16.976		
業務経理へ繰入金	40,134	40,134	—	利息の収入	1,238,368	1,342,747	104.379		
計	1,573,947	1,495,097△	78.850	その他	83,775	84,558	783		
当期利益金	10,241,985	10,442,973	200.988	計	11,815,932	11,938,070	122.138		
年度末剰余金	26,278,207	26,742,982	464.775						

(3) 長期経理、資産の構成割合 (単位千円・%)

区分	当 初 計 画			変 更 計 画			比 較		
	金額	割合	割合	金額	割合	割合	金額	割合	割合
流動資産	2,476,333	9.4	2,615,239	9.8	138,906	0.4			
投資資産	10,395,370	39.5	10,729,723	40.1	334,353	0.6			
不動産の取得及びこれを目的とする貸付計	8,057,994	20.6	8,150,437	30.4	92,443△	0.2			
前号以外の貸付け	5,379,186	20.5	5,262,132	19.7△	117,054△	0.8			
計	26,308,883	100.0	26,757,531	100.0	448,648	0			

地方職員共済組合定款第34条の規定に基づき、昭和37年度決算の要旨を公告する。

昭和38年9月6日

地方職員共済組合理事長 萩 田 保

昭和37年度決算の要旨

- 1 組合に属する地方公共団体等
 - 都道府県 46
 - 支部の数 47
 - 一部事務組合 7
 - 計 53
- 2 組合員数、給料(俸給)額及び被扶養者数(年度末)

区分	組合員数	一 般			短期	船員一般	船員継続	計
		金額	知事	短 期				
組 合 員 数	293,422	44	1	3	1,016	3	294,487	
給 料 (俸 給) 月 額	7,559,601	4,805	85	22,595	93	7,587,179		
(1人当たり 給料額)		106	3	2,204	11	25,764		
被 扶 養 者 数	563,976					566,300		
(1人当たり被扶養者数)						1.92		

- 3 組合の事務に従事する職員
 - (a) 組合職員

七の他の流動負債	305,614	15,078	1,971	3,762	8,275	66,101	43,984	177,512	158,880
長期引当金	1,257,573	16,300,010	15,592	11,038	96,288	1,084,296	1,664	2,272,297	217,292
準備金	1,928,819		5,101	100,233	65,306	314,160	24,602	43,156	33,812
計	3,492,006	16,315,088	22,378	145,100	87,249	388,324	1,834,729	2,509,524	411,362
			45,042	260,133	10,853	1,852,881			622

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
定価 鳥取県鳥取市栗谷町
一部月価 三五〇円（送料共）